

## 2 歴史的公文書の選別基準について

資料 3 - 2

### （1）具体的な選別基準

歴史的公文書の選別は、公正で客観的に行うことが大変重要であるが、その選別作業は、膨大で多様な公文書を対象に複数の職員が行うため、職員ごとにバラツキや判断に迷う事例が生じることが懸念される。

このため、職員が公正で客観的な選別を行えるよう、選別の方針と基本的な考え方を整理したうえで、選別する公文書を具体的に示した基準を、一体的に規定することが望ましい。

本委員会では、「選別の方針」「選別の基本的な考え方」「選別基準の例」を下記のとおり検討したので、これらを参考にして具体的な選別に関する規定を作成していただきたい。

さらに、選別時に職員が判断しやすいように、「選別基準の例」の項目について、より分かりやすく分類したり、具体的な文書例を示すことが望ましい。

#### 【選別の方針】

歴史的公文書の選別にあたっては、高知県及び高知県政の歴史を後代に伝えるものであり、県民共有の財産であるとの認識のもと、公正で客観的に行うこととする。

#### 【選別の基本的な考え方】

- 1 県行政及び県民生活の推移が歴史的にわかるものなど、歴史的価値を有すると認められる公文書を選別するものとする。
- 2 昭和 20 年以前に作成し、又は取得した公文書は、歴史的公文書として選別する。

**【選別基準の例】**

- 1 条例、規則、訓令、通達等の例規に関する公文書
- 2 県の各種制度及び行政組織の新設及び改廃に関する公文書
- 3 市町村の廃置分合等に関する公文書
- 4 地方自治制度に関する公文書
- 5 選挙に関する公文書
- 6 知事等の事務引継書
- 7 議会、各種委員会、審議会、主要会議等の審議経過及び結果に関する公文書
- 8 諮問及び答申に関する公文書
- 9 調査、統計及び研究に関する公文書
- 10 予算、決算及び収支等財政状況に関する公文書
- 11 起債、補助金及び貸付金に関する公文書
- 12 県有財産の取得、管理及び処分に関する公文書
- 13 許認可、免許、承認等に関する公文書
- 14 監査、検査等に関する公文書
- 15 幹部職員及び各種委員の人事に関する公文書
- 16 叙位、叙勲、褒章、表彰等に関する公文書
- 17 争訟(訴訟、土地収用裁決、審査請求、異議申立て等をいう。)に関する公文書
- 18 行政代執行に関する公文書
- 19 陳情、請願、要望等に関する公文書
- 20 県の計画等に関する公文書
- 21 各種施策、事業の実施に関する公文書
- 22 公共事業の実施に関する公文書
- 23 儀式、行事その他事件に関する公文書
- 24 その他、歴史的価値を有すると認められるもの

**※留意事項**

- ①事業や事務処理の結果だけでなく、処理経過や理由を示す公文書も併せて選別する。
- ②一群のものとして保存している公文書（覚書等を含む）は、努めて一括して選別する。
- ③同一内容の文書は、主管課に属するものを選別する。

**< 参考 >**

**【国】**

国における歴史的公文書の選別については、国立公文書館法第15条第1項に基づき定めた選別基準により各省庁で行っている。

選別基準としては、国政上の重要な事項に関する意思決定に係る決裁文書、当該意思決定に至るまでの過程の記録や当該意思決定に基づく施策の遂行過程等の記録を対象として、該当する文書の分類区分ごとに具体的な公文書等の類型（法令：例規・通達・通知文書など、補助金：要綱等基準・交付決定など）を定めている。さらに、昭和20年までに作成・取得された文書や、予算書、決算書、年次報告書等で毎年又は隔年等定期的に作成される文書などを対象としている。

**【他の都道府県】**

一方で、都道府県についてみると調査した34道府県のすべてが選別基準を定めており、その中で細目基準を定めたり、具体的な文書名を例示するなどして歴史的公文書の選別の精度向上を図っている。

選別規定の体系としては、「選別の方針」や「選別の基本的な考え方」「選別基準」を定めており、下図のとおり3つのパターンに分けることができる。

